

大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 平成29年1月20日に公布し、同年4月1日から施行することとしている大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第2号）のうち、大阪広域水道企業団処務規程及び大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の改正規定について所要の改正を行います。
- 2 四條畷水道センターに総務課及び工務課を置くこととします。
- 3 四條畷水道センターに課長を置くこととします。
- 4 水道事業の開始に伴い、各所属の分掌事務について所要の改正を行います。
- 5 この規程は、公布の日から施行します。